

徳島県規則第三十四号

徳島県規則の形式を左横書きに改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県規則の形式を左横書きに改正する等の規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）及び徳島県漁業調整規則の一部を改正する規則（令和七年徳島県規則第四十六号）を除く。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。
- 三 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに改正後規則において縦書きとすることが適当と認められる表及び様式については、適用しない。
- 四 既存規則において左横書きである部分及び縦書きである部分が混在している表及び様式その他前二項の規定によることが適当でないとき、知事が別に定めるところによる。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中の用字及び用語の整理については、徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例（令和七年徳島県条例第四十九号）第三条第一項から第四項までの規定の例による。

- 一 前項の規定によることが適当でないときは、知事が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 一 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 二 改正後規則の様式に相当する既存規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。